

基準該当障害福祉サービスについて

(参考)

■ 指定障害福祉サービスとしての基準は満たしていないものの、介護保険事業所等の基準を満たす事業所であり、市町村が認めたものにおいては、当該事業者が障害者を受け入れた場合、基準該当障害福祉サービスとして特例介護給付費・特例訓練等給付費が支給されることとなっている。

基準該当障害福祉サービス	概要・背景	主な基準
居宅介護、 重度訪問 介護、 行動援護	<p>1 従業者の配置基準の緩和 (常勤換算2.5人以上 → 員数として3人以上。離島その他の地域は1人以上)</p> <p>2 同居家族に対するサービス提供の制限の緩和</p> <p>【背景】 支援費制度でも認められていたものを引き継ぐもの。</p>	<p>①従業者: 員数として3人以上(離島その他の地域は1人以上)、うちサービス提供責任者を1人以上(非常勤でも可)</p> <p>②設備等: 必要な広さの区画、設備及び備品</p> <p>③その他: 個別支援計画の作成、同居家族に対するサービス制限の緩和(離島その他の地域である等の要件を満たす場合は、同居家族に対する介護が可)</p>
生活介護	<p>介護保険法による指定通所介護事業者が、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するもの。</p> <p>【背景】 富山型デイサービスとして特区により行われていたものについて、平成18年度に全国化したもの。</p>	<p>①従業者: 基準該当生活介護を受ける利用者の数を含めて当該指定通所介護の利用者数とした場合に、当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上</p> <p>②設備等: 食堂及び機能訓練室の面積を上記合計数で除して得た面積が3㎡以上</p> <p>③その他: 生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>
児童デイ サービス	<p>1 従業者の配置基準の緩和 (サービス管理責任者1人以上は常勤・専任 → 他の職種と兼務可)</p> <p>2 設備等基準の緩和 指導訓練室について、必ずしも独立した部屋として確保する必要なし</p> <p>【背景】 支援費制度でも認められていたものを引き継ぐもの。</p>	<p>①従業者: ア 指導員又は保育士(専任1人以上は常勤)の総数は、利用者10人までは2人以上、5人増すごとに1人追加 イ サービス管理責任者を1人以上(兼務可)</p> <p>②設備等: 指導訓練を行う場所(必要な機械器具等を設置)、設備備品等(サービスの提供に支障がない場合は他の用途に利用可)を備えること。</p> <p>③その他: 利用定員10人以上、個別支援計画の作成</p>
	<p>指定生活介護事業所が、地域において児童デイサービスが提供されていないこと等により児童デイサービスを受けることが困難な障害児に対して指定生活介護を提供するもの。</p> <p>【背景】 富山型デイサービスとして特区により行われていたものについて、平成18年度に全国化したもの(当時は、移行前の身体障害者デイサービス事業所等が行っていたもの)。</p>	<p>①従業者: 基準該当児童デイサービスを受ける利用者の数を含めて当該指定生活介護の利用者数とした場合に、当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上 ※指定生活介護事業所にはサービス管理責任者の配置規定あり</p> <p>②その他: 知的障害児施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>
	<p>介護保険法による指定通所介護事業者が、地域において児童デイサービスが提供されていないこと等により児童デイサービスを受けることが困難な障害児に対して指定通所介護を提供するもの。</p> <p>【背景】 富山型デイサービスとして特区により行われていたものについて、平成18年度に全国化したもの。</p>	<p>①従業者: 基準該当児童デイサービスを受ける利用者の数を含めて当該指定通所介護の利用者数とした場合に、当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上</p> <p>②設備等: 食堂及び機能訓練室の面積を上記合計数で除して得た面積が3㎡以上</p> <p>③その他: 知的障害児施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>
自立訓練	<p>介護保険法による指定通所介護事業者が、地域において自立訓練が提供されていないこと等により自立訓練を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するもの。</p> <p>【背景】 富山型デイサービスとして特区により行われていたものについて、平成18年度に全国化したもの。</p>	<p>①従業者: 基準該当自立訓練を受ける利用者の数を含めて当該指定通所介護の利用者数とした場合に、当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上</p> <p>②設備等: 食堂及び機能訓練室の面積を上記合計数で除して得た面積が3㎡以上</p> <p>③その他: 自立訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>
就労継続 支援B型	<p>社会福祉法に基づく社会事業授産、生活保護法に基づく授産施設が提供するもの。</p> <p>【背景】 各施設より要望があり、障害者自立支援法の創設時に基準該当障害福祉サービスとして認められたもの。</p>	<p>①実施主体: 社会福祉法・生活保護法に基づく授産施設経営者</p> <p>②人員: サービス管理責任者を1人以上</p> <p>③設備等: 「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準」に規定する授産施設として必要とされる設備</p> <p>④その他: 個別支援計画の作成、運営規程の整備、工賃の支払</p>

※ 療養介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型及び共同生活援助については、基準該当事業所は想定されていない。